

平成 25 年度の重点取組事項と委託の方針について

平成 25 年 2 月 20 日
介護予防推進室

1. 平成 25 年度の重点取組事項

今後高齢者の一層の増加が見込まれていることや、震災に伴う環境変化等により高齢者の機能低下が心配されることを踏まえ、平成 25 年度は、本市では以下 3 点について重点的に取組んでいく。

(1) 介護予防の推進

介護予防事業の着実な実施

二次予防事業対象者把握事業による随時の対象者把握を行うとともに、必要な人が早期に介護予防に取り組めるよう、通所型介護予防事業(元気応援教室)及び介護予防訪問指導の二次予防事業を、より利用しやすい制度となるよう、手続きの簡素化や適用範囲の拡大等の見直しを行った上実施していく。

介護予防普及啓発の強化

これまで高齢者が生きがいを持ち、活動的に暮らすことのできる豊齢力の向上を図るため、SKY大作戦等、介護予防や健康づくりの大切さについて普及啓発を実施してきた。

平成 25 年度は、これらの活動を更に強化し市民に広く啓発していくために、新たに 11 月を介護予防月間として定め、高齢者の方々が元気でいきいきと過ごせるよう、市、関係機関や地域包括支援センター、地域団体等と協働・連携しながら、さらなる介護予防の普及啓発を進めていく。

(2) 認知症対策の推進

高齢者の増加に伴う認知症患者の増加が見込まれることから、地域で認知症高齢者を見守り・支える体制の構築に向け、認知症地域医療支援事業、認知症高齢者介護家族支援事業のほか、地域における認知症介護家族交流会や認知症地域資源マップ等作成事業の委託事業を実施する。

また、認知症とわかった早期の段階で多職種が関わりながら適切な支援を行う、初期対応実践モデルの作成・普及を図る。

(3) 地域包括ケア体制の強化に向けて

多職種連携のもとで個別ケースの支援内容の検討を行い、経験や情報の蓄積を通じて地域包括支援ネットワークの強化を図る多職種連携地域ケア会議について、本市の実態に照らした適切なあり方の検証を進めていく。

2. 地域包括支援センター業務委託に際する方針

上記を踏まえ、以下の 3 点について留意の上、地域包括支援センター委託業務を実施していただきたい。また、平成 25 年度事業計画の策定に際しても、ご参照下さい。

(1) 自立支援に向けた介護予防の推進

必要な人が早期に介護予防に取り組めるよう、介護予防の地域への普及啓発と適切なアセスメントを行い、介護予防が必要な人を適切なサービスへ確実に繋いでいく。介護予防ケアマネジメントに際しては自立支援の観点を重視するとともに、自ら介護予防に取り組むよう働きかけを行っていく。

また、高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう、介護予防教室の着実な実施及び介護予防自主グループの立ち上げ等の支援を引続き実施する。

(2) 地域における認知症支援の中核として

地域包括支援センターは、個別支援において、アセスメントシートを活用し、支援者と連携しながら初期における適切な支援体制を築く等、地域における包括的継続的な認知症高齢者への支援体制構築の中心的役割を担うとともに、普及・啓発を一層進めていく。

(3) 個別ケースの検討の充実

地域で高齢者を支える体制の維持・強化に向け、これまで地域の関係者や医療機関等と構築してきた関係性を生かしながら、個別ケースの処遇検討の充実を図っていく。